第二条中第十五号を第十六号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　館の保有する事務文書の開示に関すること。

別表（第十条第二項関係）

用紙一枚につき十円	のしのじ紙四日規列へ写文交たへ（）に番本格四四日機又は図付もカに限の工Ａ番一工より画のラ複る。き規三日業三番本規格用を一写し以さ格Ｂ又工格Ａ紙複除でた下のＢ又工格Ａ紙複く。）写も同用列は業Ａ紙複
用紙一枚につき二十円	もカ写文機書又は図のラ機書又は図画交で付複り用画のＩによ付複写用画し紙を複たに複
用紙一枚につき十円	たへカ出的記録をＩし除でたを用く。）力もの紙交たへに電磁的記録をＩし除でたを用付もカのラ力出的記録をＩし除でたを用く。）力もの紙
用紙一枚につき二十円	たに電磁的記録を用もカのラ力出的記録を用のＩ交で付出力用紙交で電磁的記録を用付出力用紙

備考　両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

人事異動

財務省

（大阪税関総務部長）財務事務官　長島　敏明

兼ねて大阪税関長心得を命ずる

（大阪税関長）同　原　雅彦

大臣官房付を命ずる

願により本官を免ずる

（独立行政法人国際協力機構東京国際センター企画役）　山田　和行

財務事務官に任命する

主計局局付を命ずる

願により本官を免ずる（以上六月二十一日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、六月二十一日午後七時十七分御出門、小児がん征圧キャンペーン・チャリティーコンサート「生きる二〇一一～小児がんなど病気と闘う子どもたちとともに～」を御鑑賞のため、オーチャードホール（渋谷区）へ行啓、同九時四十八分還啓になった。

御祝電

天皇陛下は、六月二十三日ルクセンブルク国の国祭日につき、同月二十二日同国大公殿下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

長崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の要求の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第８項の規定に基づき、長崎県知事に対し長崎地区に係る特定漁港漁場整備事業の廃止を要求したので、同法第19条の３第10項の規定に基づき、公表する。

平成 23 年６月 24 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

１　廃止の要求をした理由

昨今の食の安全に対する社会的なニーズの高まりに的確に対応するため、長崎漁港の整備について、大幅な見直しが必要となっており、水産物が高度に衛生管理されるための関連施設等新たな整備を追加し、新規に計画を策定することが必要と考えたため、本事業の廃止を要求したものである。

２　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

輸送施設や漁港施設用地は未整備の部分を多く残しているが、外郭施設や係留施設の多くは工事が完了し、機能を発揮している。

３　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

外郭施設や係留施設の整備により港内静穏度が向上するとともに、係留作業や漁船への乗降の安全性、利便性が向上した。

４　廃止したことによる影響に関する事項

本事業の廃止にあたっては、未整備の部分を精査し、新規に策定する計画に編入するため、影響は無い。

５　今後の課題と対応に関する事項

新規の計画を着実に進捗させることが必要である。

長崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第２項に基づき、次のとおり長崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成 23 年６月 24 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のとおり」は省略し、長崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部整備課並びに長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

枕崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第２項に基づき、次のとおり枕崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成 23 年６月 24 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のとおり」は省略し、枕崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部整備課並びに鹿児島県庁及び枕崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成 23 年６月 24 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

苫前地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

⑴　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

⑵　縦覧の期間　平成23年６月24日から平成23年７月14日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、北海道開発局留萌開発建設部及び苫前町役場

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成23年６月23日をもって満了した。

平成 23 年６月 24 日

人事院人材局企画課長　福田　紀夫

記

平成20年度国家公務員採用Ｉ種試験

平成 23 年度特定侵害訴訟代理業務試験公告

平成23年度特定侵害訴訟代理業務試験の施行について、弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第16条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年６月 24 日

工業所有権審議会会長　野間口　有

１　受験資格　弁理士法施行規則第13条に規定する研修を修了した弁理士

２　試験の内容等　民法、民事訴訟法その他弁理士法第２条第５項に定める特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項について、論文式による筆記の方法により行う。

３　試験期日等　平成23年10月23日（日）

時間割等については、受験者に対して別途通知する。

４　受験地

東京　國學院大學　渋谷キャンパス　〔東京都渋谷区東４―10―28〕

大阪　大阪経済大学　〔大阪府大阪市東淀川区大隅２―２―８〕

５　受験手続

⑴　提出書類等

特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより次の書類等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

一　受験願書

二　弁理士法施行規則第14条第２項の規定に基づき、日本弁理士会が交付する研修修了証明書（写し）

三　出願前３ヶ月以内に帽子を着用せず正面から撮影した上半身の写真（縦4.5㎝×横3.5㎝の大きさとし、受験願書の所定の箇所にはり付けること。）

四　7,200円の受験手数料に相当する金額の特許印紙（受験願書の所定の箇所にはり付けること。）